

令和3年度第2回小田原市みどりの審議会 議事録

1 日 時 令和4年2月2日（水） 午後2時から午後4時

2 場 所 小田原市役所 6階 601会議室

3 内容

議題

- (1) ふるさとみどり基金の今後の活用について（報告）
- (2) 街区公園の再整備について（報告）
- (3) 小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおける動物事業について（報告）
- (4) その他

4 出席委員 榑野会長、土屋副会長、西村委員、府川委員、相原委員

5 事務局 小澤建設部長、府川建設部副部長、松本みどり公園課長、山崎公園係長
湯山管理係長、石黒計画緑政係長

6 議事の概要

議題

- (1) ふるさとみどり基金の今後の活用について（報告）

事務局から資料1により説明

質疑応答

委員 : 鎌倉の基金は、どちらかというところ緑地保全をするための基金として、100億以上積立てていたが、現在、10億程度になっている。実際に事業が展開したからということだと思う。緑の基本計画の改訂の時にも話したが、基金の出の方はなんとか取崩しながら事業をやっていくようになると思うが、入りの方をどうしていくのかを考えると、基金が枯渇する可能性が将来的にあるので、少し考えておかないといけない。あくまでも、参考までだが、鎌倉市の場合は、ふるさと寄附金の申出書というのがあり、その申出書の中に、ふるさと寄附金を申出する時には、基金を選ぶ項目があり、どれに使うか選択してもらっている。基金には緑地保全基金、風致保全基金、こどもの夢応援基金、就学援助基金、その他教育文化施設建設等基金、廃棄物等建設基金、スポーツ振興基金、都市振興基金といったものがある。例えば、緑地保全基金を選んでもらえれば、緑地保全基金の方に、ふるさと寄附金に寄附されたお金が入るという仕組みになっている。これは、みどり公園課だけでは到底できないと思うので、今後ふるさと寄附金を、上手に基金の方に繰り入れていけるようにしたらどうかという提案をさせていただく。今後の基金充当で、街路樹の関係だが、多くの街路樹は、昭和40年代、50年代はみどりを増やせということで、かなり街路樹を増やしてきた経過がある。

実際には、生育環境がいいわけではない中で、緑化をしてきたことから、木が大径木化してきて、結果としてはかなり事故等の交通障害を起こしたり、台風時には倒木があったり、鎌倉も同様なことが起きている。そこで、360本のサクラを樹木医がみるということで、私も鎌倉市職員だったころ、鎌倉山という所に約1000本のサクラがあったので、全てのサクラの木を樹木医に調査していただいた。殆どがソメイヨシノで、ソメイヨシノの寿命は100年ぐらいなので、結果としては多くは伐採という結果だった。ですから、今回のサクラも殆どがソメイヨシノだろうと思うので、樹木医の診断では殆どが入れ替えというような診断になる可能性が高いのではないかと。今、ソメイヨシノは全国的に使われなくなっており、新たな樹種（ジンダイアケボノ）に多くの都市も植替えを行っているので、もし植え替えるのであるならば、他市の事例をよく調べたらよいのではないかと。

もう一つは、伐採をすることになると、事故等は当然避けなければならないが、非常に住民にとっては、愛着がある木なので、その住民の多くは反対するというケースも出てくる。ですから、先ほど言った樹木医の診断調査結果をしっかりと公表して、実施するということが、それはどこの都市もやっている。それであっても、なかなか理解を得られないということがある。その辺は丁寧に、現地を一緒に歩いて、説明をしていくことと、事故の例なども説明していかないと十分に納得した状況にはならないと思う。

委員：3点ほど、貴重な意見を伺った。最初の1点目の話は、これはふるさと納税の話でよいのか。

委員：はい。

委員：小田原市の基金における収入というのは、どういう状況になっているのか。

事務局：仕組みの状況については、この基金に基づく利息と寄附が収入にあたる。現在、収入をいかに増やしていくかということについては、寄附された方の情報を報道関係にPRし、ホームページに、基金をこのように使っているということを掲示している。

金額としては、ふるさとみどり基金の利子などで、645,136円になっている。

委員：それは寄附か。利息か。

事務局：利息。

委員：新たな寄附というのはないということか。

事務局：新たな寄附については、毎年殆ど決まった所だが、約130万から120万ぐらいを推移しており、年々減少してきている状況である。ここ数年は、5年間で平均6件、約150万円の寄附をいただいている。

委員 : 一つ目、街路樹再整備事業は大きな金額になってくると思うが、今この 360 本のサクラを前提とした時に、診断を待たなくても、倒木の可能性のランク、例えば A、B、C とか、健康とかそういう実態把握をどこまでしているのか。それによって、いつ植え替えが発生するかという計画も考えていくことになると思う。

二つ目、以前面接の時か前の審議会時に話をしたと思うが、シンガポールに 3 年程仕事に行っていた関係があり、そこで管理されている方法は、人を呼び込むために、こういう街路樹が非常に重要な要件だということで、1 本 1 本データベース化をするような仕組みを作って、日常の管理をしている。そこまで予算かける必要は全くないとは思いますが、前提の状況がどのようになっているのか、またどういう管理の中で進めていくのか。実態把握も含めてお聞きしたい。

事務局 : 定期的に樹木診断は今まで行っていない。来年度 360 本については、委託をかけていく。その中で、委員のおっしゃるとおり、番号を付けることやデータベース化して、良い悪いを台帳につけていきたいと考えている。

今、現況で把握しているのは、近年大きな台風があるのでその時に、まず事前の点検、その後の状況調査を適宜行っている。

委員 : そういう体制がサクラだけではなく、全体的に取れていければ良い。

委員 : 私の経験上、街路樹というのは道路付属物であるので、道路管理者に帰属している。管理を委託されているのは、みどり公園課だと思うが、それは間違いな

事務局 : 街路樹の管理はみどり公園課である。

委員 : 法的には、道路法の道路付属物という形で街路樹は定義されているので、道路管理者とみどり関係の課と喧々諤々とやることもあるが、事故等が起きた場合の損害賠償請求は、みどり関係の課ではなく、道路管理者が全てやっているような状況があった。ですから、根底には、道路付属物だということをもう一度認識してやっていかないとなかなか難しい部分が出てくるので、部内で調整をよろしくお願ひしたい。

事務局 : これからサクラの植替えを進めていくと、具体的には根が道路の舗装の方に張り出したり、道路付属物、縁石とかも含めて、植え替える時は、復旧しないといけないので、当然そういうのも含めて、道路管理者とは、瑕疵の件も含めて、話を詰めながら進めていきたい。

委員 : 縁石が道路付属物で舗装も道路だが、サクラの木も道路付属物。全てが道路付属物だということなので、それで道路管理者と話しが進んでいけば良い。

事務局 : 私は、公園管理者でもあり、道路管理者でもある。この話は、道路管理者にも、

このようなことをやるということは全て情報共有している。何か今後、植替えが発生した場合には、当然道路付属物の入れ替えということになるので、これは道路管理者と協議の上、しっかりとやっていく。先ほど、委員の方から、損害賠償が、鎌倉市職員だった当時あったという話があったが、幸いなことに街路樹に関することはないが、公園の樹木の倒木によるものは、結構あった。その辺は、管理者である公園の付属物になるので、みどり公園課の方で管理、対応していく。

委員：委員から、もし仮に伐採になった時に、丁寧に対応してもらいたいという話があったが、この件に関しては私も懸念しているところである。自治体によっては、どうしても伐採しなくてはならなくなったサクラの材を市民の皆様は無償で配るとかをやっていたと思う。これは一つのアイデアである。

委員：街路樹の総予算額が1億2千万と記載されていたが、サクラの木の植替えと道路の方と一緒に合わせて、それで賄えるのか。

事務局：360本、全て伐採する費用を、1本の単価にして計算している。そういう話の中で、来年度、樹木医の診断をしていくので、全て伐採することが必要なのかというのはわからない。診断結果に基づいて、事業費は見直していく予定になるので、こんなにはかからないと考えている。

もう一点、先ほどの関係で、地元地域への対策ということで、どのようにやっていくのかということだが、小田原市も小田原駅周辺の城山地区については、以前住民に説明していたとは思いますが、あまり認知されてない状況で、市の方でサクラを伐採してしまい、サクラを大切にする団体の皆様や報道関係者の方々から、お叱りをいただいてしまった事例がある。今回は伐採するのではなく、将来に向けて植え替えていくと。そのために、まずは診断して、その結果を十分認識していただいた上で、植樹するならこのような形でということを経済の皆様とよく話し合いながら、進めていきたいと考えている。来年度予算については、経費をそういうものに使っていききたいと考えている。

委員：丁寧に進めていくことが大事である。注意していただきたいのは、ソメイヨシノの場合は、土壌に菌が発生していることが結構あるので、別の樹種にした方がいいという場合もある。樹木医の意見を聞いて、進めていただきたい。

委員：植え替えるとしたら、ある程度空間が欲しい。多少間隔を空けることも必要である。

委員：実際に植栽をする時は、委員に意見を聞きながら、進めていくのも良いと思う。先ほど、委員が言っていたように、この基金自身が普通にしていると段々なくなっていくという方向にしかならないので、先ほどの話のように、入りの

方については、引き続き努力していただきたい。

また、これは小田原市全体の話になると思うが、基金の運用に関してである。おそらく単に基金に利息が付くのを待っているだけである。このやり方は全国のみどりの基金でも、同じ傾向がある。自治体によっては若干の資産運用的なこともやっている所もある。そういうことも、小田原市の他の基金との関係もあるが、少し検討しても良い時代になっているのではないか。私が所属している都市緑化機構では、資産運用をしている。もちろん安全なものにしか運用していない。税金で集めた基金を運用するのはなかなか難しいとは思いますが。民間の方からの寄附については、ある程度の資産運用もそろそろ考えた方がいい。

事務局：本市が実際にどのような管理をしているかを調べた。本市の資金運用の方法は、小田原市公金保管方針に則り、その中で基金に属する現金は、当面決裁を普通預金として保管するとされている。もう一つとしては、一般財源に余裕がある場合においては、元金が保証されるもの及び利息の支払いが確実なものの債権を買うこともできるということになっており、現状は一般会計に余裕がない中で、そういう資産運用は難しいところである。将来的には、そういうところも検討していかなくてはならない。

委員：これは、ふるさとみどり基金だけの話ではないので、そちらの部局だけで判断できることではない。引き続き、市全体の取組みとしてどのように運用したら良いか検討していただければと思う。

(2) 街区公園の再整備について（報告）

事務局から資料2により説明

質疑応答

委員：一部の自治体では、公園というストックをもっと有効利用しようということで、公園を活性化していくプロジェクトが行われている。具体的には、資料に書かれているようなことを通じて、実現している所もある。場合によっては、再整備に国の補助金が付く場合もある。公園を再整備にあわせ、地域のコミュニティの場として活用することも結構行われてきている。ストック活用という意味では、最近のトレンドに即した事業ではないかと思う。

委員：一点目は、街区公園の再整備については、緑の基本計画上位置づけをしっかりとしておいた上で、目的が出てくるのかと思う。実際に、事務局の方で、その辺の整理をしていただければ良い。確か、機能分化等を含めて緑の基本計画に位置付けられていると思う。二点目は、再整備の流れについては、ごもっともだと思うので、そのままよい。ただ、小さな公園がいくつも群として地域に

沢山あるわけで、札幌市は機能分化という言い方をされていて、小さい公園がいくつも近くにあるので、小さい公園を再整備する時には、ここは例えば、市民農園的な要素をもった公園、ここは幼児がたくさん集まるような幼児のための公園、ここは、みどり豊かな憩いの場の公園。このように、同じ街区の中でも、機能を分化して整理していく方法である。2,500 m²というのは、街区公園の標準規模であり、今なかなか標準規模の面積がある公園は少ない。小さい公園については、機能分化していくという方法もある。札幌市などは、整備方針等いくつか公表しているので、見られたらどうか。新規整備と拡張という部分と機能分化という3つの分け方で、街区公園を取り扱おうとしているのが札幌市である。

鎌倉市も実はそのようなやり方をしようとしていて、平成8年の緑の基本計画策定の時に計画に位置付けたが、実際になかなか予算などの関係などもありうまくいかなかった。今後必要なことだと思うので、うまくこれを公表して、次のステップに繋がるよう、ぜひやっていただきたい。また、出来れば、こういう再整備をやっていくと予算もかかるので、管理等は皆様に参加してくださいというワークショップをやりながら、市民、住民などが、参加ではなくこれは市民協働になるわけで、一緒にやっていくという立場で事業展開したら良い。

委員：非常に重要な街区公園の在り方だと思うが、利用者が自宅から歩いていけるという、どちらかという子供遊び場という位置づけになっているので、市民の憩いの場というだけではなくて、市として、世界が憧れるという働き方、企業誘致、人材誘致だとか、あとは防災上の役割などもあるかと思う。一つ目は、防災上については、この公園には求めないのか。二つ目は、ワークショップなどへの参加はいいのだが、先ほど委員が言っていたが、参加だけ、意見をいうだけなら好き勝手なことを言うので、やはり一緒にやっていくとか、または民間とかPFIとかいろいろなことを活用しながら、一緒に魅力あるまちづくりをしていくそのための一つのみどり豊かな役割としての街区公園の在り方、考え方、それとこの地域の公園はどう活かしていくのか、防災要件を満たす公園はここ、子どもたちの遊び場としてはここ、札幌の事例を紹介してもらったが、役割が明確な方がよいと思う。せっかく街区公園を整備するので、まず大きな考え方について方針があるのかどうか伺う。

事務局：公園の再整備については、緑の基本計画の中の緑の重点プロジェクトに都市公園の再整備という形で位置付けられている。本市の新総合計画を作る時に、いろいろと委員に教えていただき、基本構想に盛り込んだり、重点プロジェクトに位置付けて進めていくことになっている。本市には、地域コミュニティ組織

というものがあり、連合自治会単位で26の組織があり、全ての連合自治会単位で持っている。地域別の計画を自分たちで目標を作り、立ち上げ、それを課題解決していく。メンバーには、自主防災組織の方、当然自治会の方、老人クラブの方、PTAの方、子供会の方など、地域の役割を持っている方が総合的に集まって、課題解決をしている組織である。まずはそのような組織へ、相談しながら街区公園の再整備を行っていく。例えば、先ほど意見があったとおり、防災的にはこの公園をどうしたらいいのかというところも含めて、いろいろ検討していきたいと考えている。

来年度から委託という形も考えている。専門家の意見や他市の事例、先ほど言われた札幌市の事例など、細かいところを役割分担してというところも、研究させていただく。今回、面積が2,500㎡以上ということで、地区によっては2,500㎡に足りないところも出てくるが、いろいろな意見をまえて、再整備するにはある一定の面積、それと周りに都市計画で言えば用途地域が住居系であったり、そういう所を選定していき、いろいろな意見を聞いて、良い公園を一つ造り、模範となるような形で進めていければと考えている。

委員：委員から話があった街区公園全体の方針のようなものは、特に作るというわけではないのか。

事務局：方針的なものは、作らなくてはいけないとは思っている。この公園については、どういう方向性で造るのか、地域によって、例えばそこが子供の遊具を主体的に造りたいあるいは、広場的にキャッチボールとかドッチボールができる空間を造って遊んでいきたいとか、そういうような個々の目標をまずは立てながら、具体的な作業に入っていくことになると考えている。

委員：委員からの話にも関係するが、緑の基本計画なり、総合計画に基づいて実施するという形になっているので、それを踏まえて、指摘があったような、街区公園の再整備の基本方針みたいなものは持っておいた方が良いと思う。市として、街区公園を今後このようにしていきたいんだというようなことを、市民にわかりやすく伝えてほしい。場当たりに再整備するというわけではなくて、ストック活用というか、まちづくり、コミュニティのために公園を活用していきたい、といったようなメッセージをぜひ出していきたい。参考までに申し上げますと、豊島区は区長さんが公園に目覚められ、公園が地域のコミュニティに必要だということで、公園からまちを変えるというスローガンで、公園の再整備に取り組んでいる。公園から地域のいろいろなコミュニティ形成や地域づくりを進めようとしている。

委員：まず基本的に街区公園の再整備については、位置づけという所が必要だろう

かなと思う。それが、緑の基本計画であり、もちろんその上の市の総合計画でこのように位置付けされているのだから、実施するということが明確に職員の方々にわかってもらわないといけない。これは、オーソライズされているものだということを理解してもらわないといけない。それから、委員の言われた街区公園の再整備っていったいどういうものだという方向性、方針を示す必要があると思う。方針があって、目的が出てくるという形を整えてあげると、委員が言われていたことが、市民の方にご理解いただけるのかなと思う。いろいろな人がいるので、このお金があるならこっちを直してくださいとか、道路を直してくださいとか言う人もいるので、明確に市民と協働でやっていくことによって、一緒に管理もやっていくんだということを強く打ち出していく時代になってきていると思う。市民協働をうまく出していけないと、これは、先ほど委員からもあったが、豊島区の例みたいに、使うだけがもう市民ではない、一緒にやっていくんだというのが市民だということを考えていけると、今の財政状況からすると到底できるわけがない。その辺を含んで、持っていければと考えているので、今後もしお手伝いすることがあれば、言っていただきたい。

委員 : この資料を見て、基本的な考え方があまり記載されていないので、整備内容の例だけを見ると、既存の物の改修だけで、申し訳ないが、陳腐な例であとは、市民団体を巻き込んでということがあるんだが、ある意味、逆にアンケートと一緒に、無責任な結果になったりもするもので、民間の企業ならもう1回、資料の見直しを行うという話になるのかなと。しかし、これまでの話を聞いて、非常に整理ができた。事務局も大変かと思うが、やはり市民を巻き込む時に、どういう考え方かというのをもう少しわかりやすく、話した方がいいのではないか。また、年に2箇所ぐらいの事例なので、その活動事例を紹介して、次の3件目、4件目、5件目に活かすとか、PDCA、1年ということでないで、2年目、3年目にこの街区公園の基本的な順番付くと、それがうまく活かされたかという事例の紹介の中で、何をしていくということを、常々アウトプットも紹介していくことも大切かと思う。事務局の皆様、大変だと思うが、ぜひ成功させたいのでよろしくお願ひしたい。

委員 : 対象の公園は、何箇所あるのか。

事務局 : 対象の公園は、資料の事業内容の(1)対象公園に記載されており、2,500㎡以上で、周辺に住宅地が広がり、区画整理がされており、居住環境が整っている所ということで、今現実的に、2,500㎡以上の街区公園が15箇所ある。ただ地域によってはない所もあるので、その中で、10箇所ぐらいをまずは進めてみよ

うと考えている。その後、利用状況などを勘案し、いろいろ勉強しながら、進めていきたい。

委員 : 先ほど申し上げたとおり、この事業を通じて、公園からまちを変えるぐらいの気概でもって取り組んでいただきたい。皆様から指摘があったが、やはり箇所数もある程度限定されてくるし、地域バランスみたいなこともあるので、全体的な方針というものも示して、公平性というか、そういうことも求められると思うので、その辺もよろしくお願ひしたい。

(3) 小田原こどもの森公園わんぱくらんどにおける動物事業について (報告)

事務局から資料3により説明

質疑応答

委員 : アンケート結果の説明をいただいたが、モルモットは人気があるが、アヒルやにわとりは人気がないということがわかった。

委員 : アンケート結果は、こうなるんだろうなと思う。一方全然関係のない話になってしまうかもしれないが、動物愛護の団体から、このような催し物に対して、何か意見とか苦情とか、そういうものが出てきたか。というのは、私も大変苦い経験があり、外来生物法ができる前に、東京農大と一緒に、アライグマの調査をしようとした。それは、解剖も兼ねてどのくらいの頻度で、子どもが生まれているのか、何匹ぐらい生れているのか、何を食べているのかなどいろいろな調査が必要であった。それを実施しようとしたところ、全国から手紙をいただいた。小さな子どもからは、ラスカルを救えという合言葉に、いろいろな意見の電話が鳴りやまなかったということがあった。結果として、調査を中止にした。動物とのふれあいというのは、水族館もイルカのショーなどはかなりいろいろな所で言われている。今まで当たり前のようにやっていたことが、実は世界的に見て、当たり前ではなくなっている。事務局としてはある程度、そういう面も含めて上手に進めていってもらいたい。

委員 : 苦情とかはきているか。

事務局 : 動物愛護の団体から直接、苦情とかは来ていない。結構反響が良く、3日間の開催だったが、今週はやっていないのかみたいな話が結構あった。委員にいただいた意見については、来年度以降引き続き、何回か実施していく中で、そういう課題が出てくれば、一つ一つクリアしながら、いい形でこの動物事業を再開していきたいと考えている。

委員 : 鎌倉市の公園協会で、そういう事業をやった経緯があり、小動物が、かなり亡くなっているという話を事業者から聞いている。実態としては、かなりかわ

いような部分がある。今後、どうなるか心配になったので、そういう話をさせていただいた。

委員：元々、常設運営が困難で、財政的な状況で中止をして、アンケートを取ってみて、あるにはあった方がいいという結果はもちろんのことである。週1回このイベントをやった時の財政状況や負担額をお伺いしたい。

事務局：今回のイベントについては、指定管理者の自主事業という形で、実施した。

委員：市の持ち出しはないのか。

事務局：今回の持ち出しはない。来年度以降については、市の方で負担しながら、事業が確立されれば、市の方の費用で進めていくことになる。

委員：指定管理者側の自主事業で実施したということだが、これは納得の上で指定管理者が実施したと思う。この頃、指定管理者制度自体に課題が出てきている。対等な立場での契約というのが本来である。今後、長く指定管理者制度をうまく利用していくには、行政側と管理者側とが対等な立場での契約であることを理解してやっていかないといけない。

委員：先ほど、委員からの話のとおり、この事業をやったら良いとは思っているのだが、その分やはり、今年度はいいが、来年度から市の負担が出てくるということもあるので、このイベントを通じて課題を整理することが必要である。単に税金で対応するということについて、議会などが納得してもらえれば良いのだが、場合によっては、ある程度有料で行なうなど、この事業を行うための資金調達を考えても良いのではないかと。寄附でも良いと思う。この事業を経営的に見ていった時に、継続的に実施するにはどうしたら良いのかということも考えていただきたい。

(4) その他

委員：事務局からその他の件について何かあるか。

事務局：事務局からは2点ある。

1点目は、これまで、新型コロナウイルス感染拡大防止策のため、本審議会においても書面会議が続いており、委員の皆様が一堂に会することがなく、意見交換の場がなかったこともあるので、この場を使って、委員の皆様との意見交換の場を設けさせていただきたい。15時40分までを目途に意見交換ができればと考えている。

委員：せっかくの機会なので日頃、思っていることなど、もしあったらこの場で発言願いたい。

委員：私は緑の基本計画の策定の当時から関わっている。必ず緑の基本計画にフィードバックさせながら、進行管理を行い、いろいろな事業や施策に対応していく。それをしっかりと審議会に報告し、まわしていく。場合によっ

ては、次の改定で載せていく。事務局は常に緑の基本計画と照らし合わせながら、事業を進め、施策を検討していく。街区公園の再整備も含めて、整理をしていく。せっかく作った緑の基本計画で、正直いうと小田原市は、20年間作ったまま改定をしなかったということで、平成27年度にもう一度新たな計画を作るということで、計画作成に参画をさせていただいた。緑の基本計画を5年毎にしっかりと改定するもしくは見直しをするということを計画の中に書いてあるので、そういった中で、緑の基本計画を中心に事業展開を進めていただきたい。

もう一つは財源の話だが、緑の基本計画を作るときに、マネジメントが重要であると書いてある。その辺を上手に活用しながら、民間企業も含め、市民の方も含めて一緒にやっていけるように進めていただきたい。

委員 : いろいろと発言させていただいた。基本的に私は、小田原に住まわせていただき、みどりや自然環境を含んだ、緑の基本計画がある。小田原市の総合計画がせっかく改定されたので、この中に反映して、取り込んでいく中でやはり魅力あるまちづくりに活かしていければと思う。その観点から、出来れば緑の基本計画、総合計画の中に、グリーンインフラの考え方もっと前面に出していただきたいかったというのを私見であげさせていただいた。グリーンインフラの先駆者として、小田原市を含め、生活環境から、いろいろなインフラから、グリーンインフラを含めて、通勤圏も便利、歴史も整っているまちということを全面的にアピールする。そのための緑の基本計画であり、またみどりの審議会は大きな役割を担っていると思っている。そういう観点で進めていければ。市民をうまく巻き込んでいく。それと、少し前に触れさせていただいたことだが、あれもこれもとなるとどうしても制限が付くので、やはり重点化をしていく中で、施策を進めていくと。

委員 : 委員の方々から、いい意見が沢山出たが、それを小田原市で実施する方がどれだけ反映していただけるかが、問題である。何か良い報告を受けられるようにお願いしたい。

委員 : 12月に委員になったばかりで、様子がわからなかったもので、今後、勉強させていただく。

委員 : 先ほど、委員からもあったが、ウィズコロナ・アフターコロナの中で、都市部を中心にみどりの価値がかなり再評価されてきている。やはり、家にいる時間が長くなり、また健康ということも考えると、みどりや公園が大事だと思われてくる。実際、大正、昭和の初期に感染症が流行した時、衛生面の観点から公園の整備の必要性が再認識された。そのようなことで戦前から、都市公園の整備を地道にやってきたという歴史がある。ウィズコロナ・アフターコロナの中で、みどりや公園の価値、オープンスペースの価値というものを再評価して、緑の基本計画に書いてあるが、みどりと

いうものを大事にしたまちづくりを進めていただければと思う。
また、先ほどの街区公園の話と重なるが、これからはストック活用ということが大事になってくる。それにあたっては、市民の方を含めた公民連携というものが大事。先ほど、委員からも話があったが、全て公共団体の方々がやらなければいけないという時代ではない。やはり、市民の方々と一緒になって、あるいは民間事業者と一緒に、そのストック活用を進めていくという時代である。そういう意味では、街区公園という話を皮切りに、様々な形で公民連携の取組みなどを積極的に進めていただけたらというのが基本的な考えである。

委員：以上をもって、令和3年度第2回小田原市みどりの審議会を閉会する。

事務局：事務連絡になるが、次回の審議会は令和4年8月を予定している。

以上